

今後の土壌・地下水汚染対策に係る制度の見直しの方向性（案）

	現 状	論点と対応の考え方	見直しの方向性
<p>1 特定有害物質等取扱事業所における「土壌・地下水調査」について</p>	<p>条例では、特定有害物質等取扱事業所の設置者に対し、汚染の未然防止と早期発見のため「土壌・地下水調査」の努力規定を設けている。</p> <p>これは、特定有害物質等取扱事業所は土壌・地下水汚染を生ずる可能性があり、特定有害物質等取扱事業者は汚染の防止の責務を負うことから、「土壌・地下水調査」を実施するよう努めさせるとともに、汚染があった場合は汚染者負担の原則により対応をすべきとの考え方によるものである。</p> <p>しかし、特定有害物質等取扱事業所における「土壌・地下水調査」の契機については明確に規定されておらず、特定有害物質等取扱事業者が特定有害物質等取扱事業所を廃止し、「土壌・地下水調査」を実施しないまま当該土地を譲渡した場合は土壌汚染が見逃されるおそれがある。</p> <p>また、特定有害物質等取扱事業所とは特定有害物質を取り扱い、又は取り扱っていた事業所として広く捉えているが、具体的な業種を特定しているものではない。</p> <p>法では、土壌汚染状況調査の義務は使用が廃止された有害物質特定施設（水質汚濁防止法関係）に係る事業場等の敷地であった土地の所有者に課している。</p> <p>< 法と条例の調査の実施主体の違い ></p> <ul style="list-style-type: none"> 法では、土壌汚染の判明以前に行うこと、土地は私有財産であること、土地の掘削等に関する権限が必要であること等から、「土壌汚染状況調査」の実施主体は土地の所有者等としている。 条例の特定有害物質等取扱事業者は、<u>土壌・地下水汚染を生ずる可能性があるため、汚染の防止に努める義務を負うことから、「土壌・地下水調査」を実施するよう努めさせるとともに、汚染があった場合は汚染者負担の原則により対応をすべきとの考え方である。</u> 	<p><u>汚染者負担の原則</u>から特定有害物質等取扱事業所を設置する特定有害物質等取扱事業者の管理が及ばなくなる時点で当該事業所の操業に起因する汚染を把握し、汚染が判明した場合に適切な措置を取らせるため、<u>事業所廃止時等の契機を捉え、「土壌・地下水調査」を実施させることが必要である。</u></p> <p>また、その実効性を確保するために、<u>調査を義務化することとし、義務化にあたっては対象を特定有害物質等取扱事業所のうち汚染の蓋然性の高い事業所に特定する必要がある。</u></p> <p>これまで県に報告された土壌汚染の事例から、汚染の蓋然性の高い事業所として水質汚濁防止法に基づく特定事業場、ガソリンスタンド等が考えられる。</p> <p>さらに、特定有害物質等取扱事業者が廃止時等に「土壌・地下水調査」を実施しなかった場合には、<u>法の考え方を取り入れ、当該土地の所有者に調査させる必要がある。</u></p> <p>調査の本来の主体は、有害物質を取り扱う事業者であるべきであるが、この考え方を導入することによって、実施する主体を明確にするとともに、事業者、土地所有者双方が土壌汚染に対し関心を持ち、土壌汚染を予防する効果が期待できる。</p>	<p>(1) 調査の義務化</p> <p>特定有害物質等取扱事業所の中でも汚染の蓋然性の高い事業所を特定し、「土壌・地下水調査」を義務化する。</p> <p>(2) 調査契機の明確化</p> <p>特定有害物質等取扱事業所の廃止時等に「土壌・地下水調査」を実施するよう調査契機を明確化する。</p> <p>(3) 調査に係る土地所有者等の責任</p> <p>特定有害物質等取扱事業者による調査が行われず、これを放置しておくことが環境保全上の問題を惹起するおそれがある場合は知事が当該土地の所有者に調査を求めることができることとする。</p>

	現 状	論点と対応の考え方	見直しの方向性
<p>2 土壤汚染が判明した場合の措置について</p>	<p>土壤汚染が判明した場合における当該土壤汚染又は地下水の汚染の拡散防止のための応急措置については、条例で特定有害物質等取扱事業者のみに義務づけている。法には応急措置の規定がない。</p> <p>条例では、知事が土壤・地下水の「汚染の除去等の措置」を命ずるケースとして、有害物質等取扱事業者の原因による汚染であって周辺への健康被害が生じるおそれのある場合又は土地改変者の調査により汚染が判明した場合に限っている。</p> <p>法の「形質変更時要届出区域」については、健康被害のおそれがないとして「汚染の除去等」の措置を求めている。</p> <p>法には、「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」以外から搬出される汚染土壌についての搬出・処理についての規定がない。</p> <p>《条例における措置に関する規定》</p> <p>応急措置については、特定有害物質等取扱事業者が調査を行って汚染が判明した場合に限り義務づけている（第40条）</p> <p>汚染の除去等の措置については、当該土壤・地下水汚染により健康被害を生ずるおそれがある場合に、特定有害物質等取扱事業者に対し知事が実施を命じた場合（第41条）及び土地改変者に対する知事の求めに応じ行われた調査の結果、土壤・地下水汚染が判明した場合（第42条第3項、第4項）に限定している。</p> <p>《改正法における措置に関する規定》</p> <p>法に基づく土壤調査の結果、土壤汚染が判明した土地については、健康被害のおそれの有無により、「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」に区分して指定し、汚染の除去等の措置が必要か否かを明確化した。（第6条、第11条）</p> <p>要措置区域については、土地の所有者又は当該汚染の原因者に対し、講ずべき汚染の除去等の措置を指示することとした。（第7条）</p> <p>「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」から汚染土壌を搬出する場合には、汚染土壌処理業者に搬出すること及び管理票を用いること等の管理をしなければならないこととした。（第16条）</p>	<p>地下水は貴重な資源であるとともに水循環を構成する主要な要素であり、一旦汚染されると浄化には多くの時間と費用がかかるため、<u>汚染の未然防止を図り地下水を保全することが重要である。</u></p> <p>このため、汚染が周辺へ拡散することにより新たな土壤・地下水汚染が生ずることを防止するため、人の健康影響が直接的に懸念される地域以外であっても<u>汚染の拡散防止措置の観点から措置を講じさせる必要がある。</u></p> <p>したがって、法の「<u>形質変更時要届出区域</u>」においても、周辺への土壤・地下水の汚染拡大を防止するため<u>拡散防止措置を求めるものとする。</u></p> <p>また、汚染が判明した場合、土壤・地下水汚染に対する本格的措置が取られるまでの間汚染の拡散を防止するため、<u>対象を限定せず、直ちに応急措置を講じさせる必要がある。</u></p> <p>「<u>要措置区域</u>」、「<u>形質変更時要届出区域</u>」以外から搬出される汚染された土壌についても、適正に処理される必要がある。</p>	<p>(1) 応急措置の対象の拡大 法、条例の規定により実施した調査で、汚染が判明した全ての場合について、<u>応急措置を求める。</u></p> <p>(2) 「汚染の除去等の措置」の対象の拡大 「汚染の除去等の措置」を法及び条例の規定により実施した調査で汚染が判明したもの（「<u>要措置区域</u>」を除く。）に対象を拡大する。 措置の内容は周辺への汚染の拡散防止の観点を踏まえたものとし、汚染の程度、地下水の状況等により適切なものとする。</p> <p>(3) 汚染された土壌を搬出する場合の適切な措置 「<u>要措置区域</u>」、「<u>形質変更時要届出区域</u>」以外から搬出される汚染土壌についても、搬出時の管理及び処理について指導する内容を設ける。</p>

	現 状	論点と対応の考え方	見直しの方向性
<p>3 法や条例に基づかない土壌調査（自主調査）の取扱いについて</p>	<p>土地の取引や事業者の環境管理のために実施される法や条例の規定に基づかない調査（自主調査）に関する規定は条例にない。</p> <p>改正法では、自主調査により土壌汚染が判明した場合、土地所有者等の申請により、規制対象区域に指定する規定が設けられた。</p> <p>土壌汚染が判明した事例の中で、法や条例の規定に基づかない自主調査の割合が高い現状（県で把握した土壌汚染の41%が自主調査によるもの）がある。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>《条例における土壌調査の実施に関する規定》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定有害物質等取扱事業者は「土壌・地下水調査」に努める。 ・特定有害物質等取扱事業者に対し、土壌汚染のおそれがあると認めるときに知事が「土壌・地下水調査」を求める。 ・3,000㎡以上の土地の改変を行う場合に、履歴調査を行った結果を届け出て、その結果土壌汚染のおそれがあると認めるときに知事が「土壌・地下水調査」を求める。 <p>《改正法における土壌調査の実施に関する規定》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設の使用廃止時に「土壌汚染状況調査」を義務付ける（猶予の規定あり）。 ・3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合に届出を行い、土壌汚染のおそれがあると認めるときに知事が「土壌汚染状況調査」を命ずる。 ・土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがある場合に知事が「土壌汚染状況調査」を命ずる。 </div>	<p>自主調査の実施は土壌汚染の把握の観点から今後とも推進すべきであり、自主調査が自発的に行われるよう、行政が技術的支援や助言の観点から、調査方法や、調査の結果汚染が判明した場合の措置について明確に示すことが適当である。</p> <p>調査方法を明確にすることで自主的に調査する者において過剰な調査や不適切な調査が回避される等負担が軽減される効果がある。また、指定調査機関等に相談があった場合に、条例の規定を示すことにより、円滑に調査が進むことが考えられる。</p> <p>事業者が実施した自主調査において汚染が判明した場合は汚染の拡散防止等の措置について適切な対応が必要である。</p> <p>本県では、これまで自主調査による土壌・地下水汚染の報告があった場合は、措置についても指針に従って指導し適切に実施されてきた経緯があり、自主調査を条例に位置づけることによる混乱は少ないと思われる。</p>	<p>(1) 自主調査への関与 事業者が実施した自主調査において汚染が判明したものについても知事への報告を求めるとともに、その調査方法についても、条例で規定した方法によることを明確にし、一定の関与をしていく。</p> <p>(2) 知事の助言 自主調査において汚染が判明したときは、調査を実施した者は今後講ずるべき措置について、知事に報告するとともに知事に助言を求めることとする。</p>

	現 状	論点と対応の考え方	見直しの方向性
<p>4 汚染土壌処理業の許可に先立つ生活環境影響調査の実施について</p>	<p>本県では、汚染土壌浄化施設の認定手続きにおいて、要綱に基づき生活環境影響調査結果の添付を求めている。</p> <p>改正法の汚染土壌処理業の許可手続きにおいては、生活環境影響調査の実施を求めている。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>《汚染土壌浄化施設の認定手続き等に関する要綱》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行法告示において、法に規定する指定区域内の土壌（汚染土壌）の処理方法として、知事が認定した汚染土壌浄化施設における浄化が規定されている。 ・ これを受け、県は、汚染土壌浄化施設の認定手続き等に関する要綱（認定要綱）を設けている。 ・ 汚染土壌浄化施設は、廃棄物処理施設と同等の施設であり、周辺的生活環境への影響が懸念されることから、申請にあたって、生活環境影響調査等の実施を求めている。 <p>《改正法》</p> <p>汚染土壌の処理を業として行おうとするものは、施設ごとに知事の許可を受けなければならないと規定。（第22条）</p> <p>汚染土壌処理施設の種類</p> <p style="padding-left: 20px;">加熱、洗浄、化学処理、生物処理等の<u>浄化処理施設</u></p> <p style="padding-left: 20px;">汚染土壌をセメント製品の原料として利用する<u>セメント製造施設</u></p> <p style="padding-left: 20px;">汚染土壌を埋立処分する<u>埋立処理施設</u></p> <p style="padding-left: 20px;">から までの処理を行うために、汚染土壌に混入しているコンクリートくず、岩等を除去する<u>分別等処理施設</u></p> </div>	<p>汚染土壌の処理を行うことによる周辺的生活環境への影響を事業者把握させ、<u>影響がある場合は適切な回避・低減をさせる観点から</u>、県がこれまで実施させてきた生活環境影響調査等について、改正法に規定された汚染土壌処理業の許可においても継続する必要がある。</p> <p>汚染土壌処理業が許可制度とされたことにより、許可を得ようとする全ての者が、その施設に応じた生活環境影響を調査すべきであることを明確化するため<u>条例で制度化</u>することが適当である。</p> <p>本県は広い平野を有し、輸送、機械、電気、プラスチック等の関連産業が集積しているとともに、これらの産業を支える人口が集中した市街化地域も多い。このため、<u>汚染土壌処理施設の設置にあたっては特に周辺地域の環境影響を事前に把握するための調査が必要</u>である。</p>	<p>生活環境影響調査の実施</p> <p>改正法の規定に基づく汚染土壌処理業の許可申請を行う者に対し、申請に先立って生活環境影響調査等の実施を求める。</p> <p>なお、これらの結果は汚染土壌処理業者において汚染土壌の処理及び施設の維持管理を適切に行うための事業計画に反映させるものとする。</p>

	現 状	論点と対応の考え方	見直しの方向性
<p>5 土地の形質変更時における規定の整理について</p>	<p>条例では、一定規模（3,000 m²）以上の土地を改変しようとする者に対し地歴調査を実施した結果を届出させることとしている。</p> <p>改正法に土地の形質変更時について届出をさせる規定が設けられたが、地歴調査を求めている。</p> <p>条例で規定する「土地の改変」とは土地の掘削、盛土、切土、土地の造成、土地の開墾、整地等であり、都市計画法における土地開発行為では「土地の形質の変更」とは、「盛土、切り土、整地」を指しており、改正法の「土地の掘削その他の土地の形質の変更」と、条例の「土地の改変」とは実質的に同様の意味内容である。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>《条例における土地改変の規定》 一定規模（3,000 m²）以上の土地を改変しようとする者に対し、当該土地における過去の特定有害物質等取扱事業所の設置の状況の調査（「履歴調査」）を実施した結果の届出を義務付け。知事は土壤汚染のおそれがあると認めるときは、土壤及び地下水の特定有害物質による汚染の状況調査（以下、「土壤・地下水調査」という。）の実施及び報告を求める。（第42条）</p> <p>《改正法における土地の形質変更の規定》 一定規模（3,000 m²）以上の土地の形質変更をしようとする者に対し届出を義務付け。知事は当該土地に汚染のおそれがあると認めるときは、土壤の特定有害物質による汚染の状況調査（以下、「土壤汚染状況調査」という。）の実施を命ずる。（第4条）</p> </div>	<p>改正法に条例と同様な土地の形質変更を調査の契機とする規定が設けられたことから、<u>法と条例との整合を図る必要がある。</u></p> <p>改正法の規定に基づく「<u>土壤汚染状況調査</u>」を命ずる根拠は、<u>行政が有している届出等の情報</u>としており、地歴調査は土壤汚染状況調査を命ずる直接的な判断根拠とはならないが当該土地における工場・事業場の設置履歴等汚染のおそれを把握し土壤汚染の調査を命じるための有用な手段になっている。</p> <p>なお、現状では土地の取引等において、地歴調査が一般的に行われているが、その内容については必ずしも明確化されていない。</p>	<p>法と条例の規定の整合を図る</p> <p>条例と改正法との重複を避ける観点から関係規定を見直し、法との整合性を図る。</p>